

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

今日、我が国の雇用は、労働者の非正規化により、非正規労働者及び低賃金労働者が増加を続けている状況であり、格差と貧困の問題はますます深刻の度合いを深めている。また、みずから生計を維持している非正規労働者も増加しており、地域別最低賃金制度におけるすべての労働者についての賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割は、ますます重要になっている。

一方、特定（産業別）最低賃金は、近年、地域別最低賃金の上昇もあり、結果として、すべての特定（産業別）最低賃金の改定に当たっての必要性審議において「必要性あり」には至らないケースが発生している。特定（産業別）最低賃金の決定においては、平成14年の産業別最低賃金制度全員協議会報告において、必要性審議に当たり、従来どおりの方法で行うか、当該産業労使が入った場で行うかを地域・産業の実情を踏まえつつ検討することが求められており、また、平成20年の最低賃金法改正における産業別最低賃金等については関係労使のイニシアチブにより設定するという観点からも、従来の地方最低賃金審議会における必要性審議だけでなく、当該労使が入った場（専門委員会）も含めた必要性審議方法を地方最低賃金審議会で決定することが重要であると考える。

よって、政府等関係機関におかれては、平成25年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たっては、次の事項について特段の配慮をされるよう本市議会は強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定に当たっては、平成21年度の神奈川最低賃金審査会で公労使が結審した神奈川の生活保護との整合性を図る観点から、生活保護との乖離解消に向けた適切な対応を図ること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改定に当たっては、以下の役割等が果たされるよう、その趣旨及び内容の周知徹底を強化されること。
  - ① 特定（産業別）最低賃金は、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め、関係労使のイニシアチブにより設定するものであること。
  - ② 地方最低賃金審議会における必要性審議に当たっては、従来の本審での審議だけでなく、当該産業の労使が入った場（専門部会等）も含め、審議方法を地方最低賃金審議会が決定すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }  
厚 生 労 働 大 臣 } あて  
神 奈 川 労 働 局 長 }